

作有縁性 (satpratrayakarṭva) について

護 山 真 也

シャンカラスヴァーミンが著した Nyāyapraveśaka (NP) に対する玄奘の翻訳『因明入正理論』のなかで、四相違の個所は東アジアの因明研究の伝統で活発な議論を呼んだ難所として知られる。この議論では東アジア世界に十分に紹介されなかったインド土着の対論者の概念が頻出するが、それらは必ずしもインド的な文脈に合わせて理解されるものではない。各々の概念の正確な理解のためには、二つの文化圏の議論を横断的に捉え、その解釈の変遷をそれぞれの思想史的な文脈のなかで整理し直すことが必要になる。その一例として、以下では、ヴァイシュエシカ学派の存在論を前提とした「作有縁性」(satpratrayakarṭva) に焦点をあて、この術語の本来の意味と因明学の伝統における解釈の変遷を明らかにする¹⁾。

1. NP における作有縁性とその背景

シャンカラスヴァーミンは擬似的論証因の一種である相違因を四種類に分類し、その四番目に「有法差別相違因」(dharmiviśeṣaviparītasādhana) を挙げる。これは、対論者が提示する推論式の理由が、その推論式の主題 (dharmin, 有法) のうちに含意される特殊相 (viśeṣa, 差別) と対立する内容もまた論証してしまうという過失を示す。

[1] NP 31.15–17: na dravyam na karman na guṇo bhāvaḥ, ekadravyavattvāt guṇakarmasu ca bhāvāt, sāmānyaviśeṣavat. [T1630, 12a23–24: 有性非實非徳非業。有一實故，有徳業故。如同異性。] 有性 (bhāva) は、実体でも運動でも性質でもない。単一の実体を有し、かつ、性質・運動に存立しているから、同異 (普遍かつ特殊) のように。

[2] NP 31.19–21: ayam eva hetur asminn eva pūrvapakṣe 'syaiva dharmiṇo yo viśeṣaḥ satpratrayakarṭvaṃ tadviparītam asatpratrayakarṭvam api dravyādipratīṣedhavat sādhyati. [T 1630, 12a26–28: 此因即於前宗有法差別作有縁性，亦能成立與此相違作非有縁性，如遮實等。] この同じ理由が、(明言された論証対象である) 〈実体などの否定〉を論証するのと同様に、同じ先述の主張における主題の特殊相である「作有縁性」の反対である「非作有縁

性」もまた論証する。

[1] は、ヴァイシェーシカ学派が有性を実体・性質・運動とは別の独立したカテゴリーであることを立証するために提示した推論式である。ここで彼らの言外の意図は、有性が最高位の普遍 (大有) であることを証明することにあるのだが、対論者の側は、その立論者の意図に抗して、この理由が「有性は有性 (大有) ではない」ことを帰結すること、すなわち、有法自相相違因 (dharmisvarūpa-viparītasādhana) の過失を犯すことを指摘できる²⁾。そして、同じこの推論式理由は、有法差別相違因の過失も犯す。なぜなら、この理由は、立論者が意図する有性 (大有) の特殊相である「作有縁性」の反対の事柄を立証し得るからである。

では、この「作有縁性」とは何か。この術語の背景には、ヴァイシェーシカ学派の存在論の体系のなかで有性 (sattā) を規定する『ヴァイシェーシカ・ストトラ』(Vaiśeṣikasūtra) I.2.4-8の議論があるが、とりわけ I.2.7が重要である。

VS I.2.7: sad iti yato dravyaguṇakarmasu. それに基づいて、実体・性質・運動に関して「有る」という (認識) が (生じる) ものが、(有性である。)³⁾

これを典拠として、satpratyaḥkārṭva の表現が提示される。直訳すれば、「『有る』という認識を引き起こすこと」となる。玄奘はこの語を、sat(有)、pratyaḥ (縁)、kārṭ (作)、tva (性) の対応から「作有縁性」の訳をあてたものと思われる。では、玄奘門下の学僧たちはこの術語をどう解釈したのだろうか。

2. 作有縁性に関する基の解釈

基の『因明入正理論疏』(大疏)では、『勝宗十句義論』を典拠として、実体・性質・運動の三者が和合するとき、それらを「有 (存在するもの)」と言語表現し、同時にその三者に対して「有る」という認識を生み出す原因が有性 (大有、有性) であると規定される。

彼勝論立大有句義有實徳業。實徳業三和合之時、同起詮言、詮三爲有。同起縁智、縁三爲有。實徳業三爲因能起有縁因即是大有、大有能有實徳業故。『十句論』説:「同句義云何。謂有性。何等爲有性。謂與一切實徳業句義和合、一切根所取、於實徳業有詮智因、是名有性」。智謂能縁。(『大疏』T44, 131b)

このうち、下線部は VS I.2.7 を背景とする記述であるが、「有る」という認識 (縁智) のみならず言語表現 (詮言) の原因として有性を規定する点は『十句義論』

に特徴的である⁴⁾。ここで基は『十句義論』の「智」を「能縁」と言い換えることで「作有縁性」の「縁」との連絡をつけ、さらに解説を続ける。

彼鵝鷄仙以五頂不信離實德業別有有故，即以前因成立前宗言陳有性有法自相意許差別爲有縁性。^(a) 有性同異有縁性同，詮言各別，故彼不取⁵⁾。^(b) 心心所法是能縁性，有縁謂境，有能縁故，謂境有體，爲因能起有縁之性，若無體者，心如何生，以無因故，縁無不生，如同異性有一實故作有縁性體非實等，有性有一實亦作有縁性，故知體亦非實德業。^(c) 此言「有」者有無之有，作境因有能縁性故⁶⁾，非大有也，若作大有縁性，能別不成，闕無同喻，同異爲喻，所立不成。「有性」言陳有法自相。「作有縁性」「非有縁性」是自相上意許差別，是故前因亦是有法差別之因，是本成故。(『大疏』T44, 131b12-25)

以上はウルーカ仙(鵝鷄仙)が弟子のパンチャシキー(五頂)に作有縁性を伝える場面の解説であるが、下線部(a)では、なぜシャンカラスヴァーミンが「有縁」の表現を用いたのか、の理由が明かされる。それは「有縁性」は推論式の主題である有性と同類例である同異(sāmānyaviśeṣa, 俱分、普遍かつ特殊)に等しく当てはまるが、有性の場合と同異の場合とでは言語表現(詮言)は区別されるからである。では、両者に共通する「有縁性」とは何か。

続く下線部(b)がその答えとなるのだが、この記述は難解である。基はまず「有縁性」の「縁」を説明して、それを「能縁」たる「心心所法」と言い換える。それを前提として「有縁」を解せば、「『有る』という認識」の意味になるであろう。ところが、続く「有縁謂境，有能縁故」の句は、その解釈を拒絶する。漢語としての「有縁」は「縁を有するもの」と読むことが可能であり、能縁たる心心所法を有するもの、すなわち心の所縁となる対象(境)が「有縁」と理解される⁷⁾。この場合、「作有縁性」は、有縁たる対象(有縁①)の本体を形成するとともに、「有る」という認識(有縁②)を起こす性質(能起有縁之性)の意味になる⁸⁾。筆者の理解が正しければ、基は「有縁」の二義性に着目し、「有る」という認識のみならず、その認識を生み出す対象の側の契機をもこの一語の理解に込めたことになる。

対象		認識
境〔有縁①〕=実・徳・業		
境体〔有縁性〕 =有性/同異	→ (因果作用) →	心・心所法(能縁) 〔有縁②〕

このうち、有縁①はサンスクリット語の原義からは外れるが、基がこの解釈を

加えた意図は、「作有縁性」が有性と同異の双方に適合することを示すことにあったものと推測される。両者に共通性があることは有法自相相違因の解説で既出であり (cf.『大疏』T44, 131a1-3), 基は「作有縁性」もまた両者に共通する性質と見なしたのである。だが、そのことが後代の注釈者たちの混乱を招いた。

例えば、慧沼門下の道猷は『義心』(『大疏抄』所引, T68, 674b16f.) において、「有縁性」とは大有を認識(縁)する心の対象の側の性質なのか、それとも認識する心の側の性質なのか(爲是縁大有心之境性, 爲是能縁大有心性耶)という疑問を提示しているが、このような問題設定それ自体に「有縁」をめぐる当時の解釈の揺れを見てとることができるだろう。「有縁」解釈の揺れに応じるように、中国・日本の因明文献では「作有縁性」をめぐる複雑な解釈が幾つも提示されてきたのだが、管見の限り、次に示す善珠の解釈が基の真意に迫ったものである。

「有縁謂境」等者。「有縁性」者顯法有此方起有縁。有性若無, 有法非有, 有縁之智如何得生。故有智生, 必頼有性。由此有性非實德業所縁之境。有能縁故名爲「有縁」。謂境有體爲因能起有縁。(『明灯抄』T68, 385c8-13)

[訳:] 「有縁謂境」云々。「有縁性」とは法にこれ(=有性)があることでまさに「有る」という認識(有縁②)が起きることを意味する。有性がなければ、存在する法が存在しない。(その場合,)「有る」という認識がどうして生じようか。だから、(そのような)認識が生じるのであれば、(それは)必ず有性に依拠する。したがって、有性は、実体・性質・運動という認識対象ではない。能縁(=認識)を有するものであるから、「有縁(①)」と言う。(実体等の)対象には(有性という)本体があり、(それが)原因となって、「有る」という認識(有縁②)を起こす⁹⁾。

善珠の解釈は、有縁の二義性を組み合わせた形で基の論述を読み解いており、特に有性と作有縁性との関係に焦点を当てて、有性が有縁②の原因であることを明確にしている。ここに示された構造は、先に示した筆者の理解とはほぼ等しい。注意しなければならないのは、これがあくまでも有性との関係から示された作有縁性であり、同異にも適合する作有縁性の論述の場合にはむしろ有縁①の要素が強調されるということである。すなわち、同異もまた、実体等の本体となり、それに応じた認識(能縁)を生み出す原因となる点では、有性と等しい。これが基の解釈した作有縁性である。

この点は、最後の下線部(c)からも確認される。基は「作有縁性」の「有」が有無の有を意味するのであり、大有を意味するのではないと述べ、実体等の対象に内在する原因として、認識(能縁)を引き起こす作有縁性は大有のみならず同異にもあてはまることを明らかにする。

3. 文軌の解釈との比較

以上の基の解釈は同時代の文軌の解釈と比較することで、その特色が一層明瞭になる。文軌の解釈は蔵俊の『大疏抄』などに引用される次の断片から知られる。

心及心法體是縁慮。〔有縁性〕者、從境爲名名曰〔有縁〕。其大有性能作有縁、境界之性。故言〔作有縁性〕。

〔訳:〕心と心法の本体は認識(縁慮)である。〔有縁性〕については、(認識の)対象に従って名付けて〔有縁〕(「有る」という認識)と言う。大有性は、(その)「有る」という認識(有縁)を引き起こすものであり、境界の性質である。それゆえ、〔作有縁性〕と言う¹⁰⁾。(『大疏抄』T68, 674b12-15)

文軌は「縁」を縁慮、すなわち認識の意味で解し、さらに「有縁」の有とは認識の対象であることを明確にしている。そして、「作有縁性」とは大有性のことであり、その認識を引き起こす対象の側の性質であるとする。以上は、「作有縁性」の原義に適うものである。

一方、基の解釈の方は、有縁に関して「有縁謂境」の句を付加することで、境の本体となる有性あるいは同異が有縁②(「有る」という認識)の契機になるという点を強調していた。これに対して、上記の断片を読む限り、文軌の方は、作有縁性が有性(大有)のみに関わると見ている。作有縁性が同異にまで及ぶのか否かで両者の解釈は決定的に異なる。

では、この相違点は何に由来するのだろうか。NPの記述を額面通りに読むならば、有法差別相違因において、立論者が提示する推論式は有法自相相違因で出されたもの〔1〕と同一である以上、わざわざ作有縁性を主張の一部に取り込んだ推論式を別に想定する必要はないはずである。その点で文軌の解釈は妥当である。ところが基の立場は異なる。彼は四相違を具体的な討論の場面から解説するため、この有法差別相違因の場合でも、それに応じた次のような二つの推論式の対決を念頭に置いている。

立論者: 有性は、実体・性質・運動とは異なり、かつ、作有縁性である。単一の実体を有し、かつ、性質・運動に存立しているから、同異のように。

対論者: 有性は、作有縁性(=作大有縁性)ではない。単一の実体を有し、かつ、性質・運動に存立しているから、同異のように。

この場合、立論者は推論式の主張を述べる際に、「実体等とは異なる」という論

証対象と同じく、その限定句となる「作有縁性」もまた主題となる有性(大有)と同類例となる同異の両者に適合するものとして提示せねばならない。仮にこれが立論者であるヴァイシェーシカ学派の側にだけ成り立つ表現(作大有縁性)だとすれば、基の指摘の通り、それは〈成立しない限定要素をもつ主張〉(能別不成)等の過失を犯していると対論者から論難されるからである。

基による以上の「作有縁性」解釈は、有法自相相違因の推論式とは別に有法差別相違因に特有の推論式を前提としてはじめて理解可能となる。そして、この立場は、文軌のように「作有縁性」を大有にのみ適合するものとして理解する立場とは一線を画している。

4. 結語

すでに西山(2016)が具に指摘した点であるが、日本の因明学の伝統では、有法差別相違因の推論式(作法)については、有法自相相違因の推論式と同一であるとする立場(本作法説)と、それとは別に「有性は作有縁性なり」という主張をもつ推論式を前提とする立場(別作法説)とがあったことが知られている。その区別に従えば、本稿の考察は基の立場を別作法説で一貫していたことを証明するための試みであったと言える。別作法説を採る場合、「作有縁性」という術語は、ヴァイシェーシカ学派の本来の意図から外れて、推論式と同類例となる同異にも適合するものとして解釈されなければならない。おそらくはそのことを意図して、基は「有縁謂境」という無理のある解釈を「有縁」に対して与えたものと推測される。対象(境)の本体となり、それに関する認識を生み出す原因となるものという点で、有性と同異とに違いはない。そこで基は、サンスクリット語の原意に適う文軌のような解釈を改変して、大有と同異の共通性がより明瞭になる「認識(能縁)を引き起こす対象(有縁=境)を形成する性質」の理解をそこに織り込んだのではないだろうか。基の解釈は、しばしばサンスクリット語の無理解に基づくものと評されることがあるが¹⁾、少なくとも「作有縁性」に関しては、その評価は早計かもしれない。彼は「作有縁性」の本来の意味も熟知した上で、ここでは有法差別相違因の別作法を示すために、敢えて強引な解釈を施したものと考えられるからである。

1) 本稿は、拙論(護山2018)で不明なままに残した「作有縁性」に関する記述の不備を補う目的をもつ。注は最低限にとどめる。四相違因をふくむ東アジアにおける仏教論理

学研究の最新の情報については、後藤2018を参照されたい。

- 2) Cf. Moriyama 2019.
- 3) 語句の補足はチャンドラーナダの注釈に基づく。Cf. VSV 9.2: bhinneṣu dravyādiṣu triṣu yato jāyate 'sat sat' iti buddhiḥ sā sattā. なお、pratyaḥyaの語は関連するブラシャスタバーダの記述に登場する。Cf. PDhS 8.1.14-15: sattānusambandhāt sat sad iti pratyaḥānūvṛtīḥ, tasmāt sā sāmānyam eva.
- 4) 下線部を DP 21, 6f. (cf. Miyamoto 1996, 178) は yo dravyaguṇakarmasu sadabhidhānājñānāhetuḥ, saiva sattā と還梵する。ただし、「智」の還梵には buddhi, pratyaḥya の可能性もある。また、VSU 36, 17-19を参考にすれば「詮」の原語として vyavahāra が想定できるかもしれない。
- 5) 中村 (1960b, 165-166, fn. 12) が言う通り、この個所には「故彼不取心心所法是能縁性」と一文にする読み方もあるが、「故に彼を取らず」で切る方を採用する。Cf. 『明灯抄』(善珠) T68, 385c4-7: 「故彼不取」者。謂但云有縁性、不得云詮言同也。故云「不取」。詮言以有與同異別故。又解。彼宗以同異性爲能縁性、不取心等是能縁性。(「又解」以下で善珠は第二解釈を挙げるが、「かの宗 (= ヴァイシェーシカ学派) では同異を〈能縁性〉とする」という記述の意味は不明。)；『略註釈』(源信)は、「故彼不取」を次文につなげるかどうかで諸師の理解に相違があることを次のように示す。T69, 322a15-17: 諸師以故「彼不取」四字所屬不同。獻邑清同屬上句末。備屬下句首。周珠屬上下。
- 6) T は「非作境因有縁性故」と読むが、続藏版 (X86, 777b16) の「作境因〜」を採用する。観理の『私記』には「作境因〜」「非作境因〜」の両本があることが記録され、前者が「勝」と評される (T66, 277b23-29)。源信の『略註釈』にも両本の読みが言及されるが、彼は「両本俱無過」と評す (T69, 323c5-6)。ここでは下線部 (b) との対応から「境たる因を作し、能縁を有する故に」とする方が文脈に沿うと判断し、「作境因〜」の読みを採る。なお、趙城金藏版は「作境同〜」と読む。
- 7) 中村 (1960b, 197) は「有なりとの縁とは、謂はく、境なり」と訳すが、同書の fn. 13 で記される通り、「縁を有する」の理解の方が基の本意に適う。なお、熊 (2001, 384) は作有縁性について、有縁=境に基づく一貫した解釈を示している。
- 8) Cf. 『略私記』(真興) T69, 362c7-9: 總意云: 有性爲境有體、能起縁有性之能縁心、故有性名「作有縁性」。
- 9) この後に「境界之性若無體者、心如何生」(T68, 385c13-14) と続く。「境界之性」を前にかける読み方も可能だと思われるが、今は T の読みに従う。
- 10) この文軌の文章は、「作有縁性」の二義として慧沼の『略纂』(『大疏抄』T68, 674b6-11) に出され、『明灯抄』(T68, 385c15-20) でも言及される議論に類似している。Cf. 『略纂』云: 作有縁性者。此有兩解。一云: 心及心法、體是縁有性者。從境爲名。名曰「有縁」。二云。心及心法並有所縁。但是心等皆是有縁。非唯縁有。心等從境爲名。名曰有縁。其大有性能作有縁境界之性。故言「作有縁性」。この最初の下線部は、このままでは意味が不明であり、文軌疏に合わせて、「心及心法體是縁慮」「有縁性」者從境爲名。名曰「有縁」と訂正すべきかと思われる。あくまでも推測の域を出ないが、慧沼は、「作有縁性」に文軌流の解釈とそれに対抗した基の解釈があったことを理解していたのではないだろうか。しかし、そのテキストの伝承に混乱が生じたために、二つの解釈の差が見えにくくなったのかもしれない。ともあれ、この二義については不明な点が多く、今後の検討課題としたい。また、「其大有性能作有縁境界之性」を「その大有性は、縁を有する境界の性となる」と読む可能性を湯銘鈞博士 (復旦大学) より私信にてご教示いただいた。この場合、文軌もまた「有縁」を「縁を有するもの」たる対象 (境) として理解していたことになる。この点も再考を要するが、現時点での筆者の理解として本文のものを提示する。

11) 宇井 1944, 中村 (1960a, 4–10) 等.

〈略号表〉

- DP *Daśapadārthī: An Ancient Indian Literature of Thoroughly Metaphysical Realism*. Ed. Keiichi Miyamoto. Kyoto: Rinsen Book, 2007. [玄奘訳『勝宗十句義論』T no. 2138]
- NP *Nyāyapraveśakaśāstra of Baudhācārya Dīnāga*. Ed. Muni Jambuvijaya. Delhi: Motiral Banarsidass, Ahmedabad: Siddhibhuvan Manohar Jain Trust & Bhavnagar: Jain Atmanand Sabha, 2009. [玄奘訳『因明入正理論』T no. 1630]
- PDhS *Word Index to the Praśastapādabhāṣya*. J. Bronkhorst & Y. Ramseir. Delhi: Motilal Banarsidass Publications, 1994.
- VS *Vaiśeṣikasūtra of Kaṇāda with the Commentary of Candrānanda*. Ed. Muni Jambuvijaya. Baroda: Oriental Institute, 1982.
- VSU *The Vaiśeṣika Darśana, With the Commentaries of Śaṅkara Miśra and Jayanārāyaṇa Tarka Panchānana*. Ed. Jayanārāyaṇa Tarka Panchānana. Calcutta: C B. Lewis, Baptist Mission Press, 1861.
- VSV *Vaiśeṣikasūtravṛtti of Candrānanda*. See VS.
- 『後記』 智周『因明入正理論後記』X 87所収。
- 『私記』 観理『因明四相違私記』T no. 2275.
- 『大疏』 基『因明入正理論疏』T no. 1840.
- 『大疏抄』 蔵俊『因明大疏抄』T no. 2271.
- 『明燈抄』 善珠『因明論疏明燈抄』T no. 2270.
- 『略私記』 真興『因明四種相違略私記』T no. 2277.
- 『略註釈』 源信『因明論疏四相違略註釈』T no. 2276.

〈参考文献〉

- 後藤康夫 2018 「東アジアにおける仏教論理学の展開」『岐阜聖徳学園大学仏教文化研究所紀要』18: 145–169.
- Miyamoto Keiichi. 1996. *The Metaphysics and Epistemology of the Early Vaiśeṣikas*. Pune: Bhandarkar Oriental Research Institute.
- Moriyama Shinya. 2019. "On dharmisvarūpaviparītasādhana." *Wiener Zeitschrift für die Kunde Südasiens* 56 / 57: 37–49.
- 護山真也 2018 「『因明入正理論疏』における四相違の解釈 (下)」『信州大学人文科学論集』5: 1–28.
- 中村元 1960a 「因明入正理論疏解題」『国訳一切経和漢撰述部 論疏部23』大東出版社。
- 中村元 1960b 「因明入正理論疏」『国訳一切経和漢撰述部 論疏部23』大東出版社。
- 西山良慶 2016 「日本唯識における因明学の展開——有法差別相違因作法の変遷——」『龍谷大学大学院文学研究科紀要』38: 138–154.
- 宇井伯壽 1944 「因明四相違の論理学的解釈」『印度哲学研究 第一』岩波書店, 255–265.
- 熊十力 (1926) 2001 「因明大疏刪注」『熊十力著全集第一卷』湖北教育出版社。

(本研究は JSPS 科研費 [課題番号 19K00072] の助成を受けたものである.)

〈キーワード〉 四相違, 有法差別相違因, 作有縁性, 基, 文軌, 善珠

(信州大学教授, Dr. Phil.)